

公の施設の指定管理者の指定の件（救護施設）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市あけぼの荘
- 2 公の施設の位置  
札幌市白石区平和通4丁目南
- 3 指定管理者  
札幌市白石区川北2272番地9  
社会福祉法人札幌厚生会  
理事長 伊藤 条一
- 4 指定期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あけぼの荘の指定管理者  
を指定するため、本案を提出する。